

第4回 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 (議事の記録)

1 日時

令和5年12月22日(金) 午後4時から午後6時まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

(有識者)

伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
武 るり子 犯罪被害者遺族
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(警察庁)

江口 有隣 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長
関口 真美 長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)

(関係府省庁)

笹 泰子 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長補佐
五十嵐 広和 こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援推進官
東 宣行 総務省大臣官房企画課企画官
寺下 征司 法務省大臣官房秘書課付
谷村 隆昌 文部科学省大臣官房政策課専門官
富澤 直嗣 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室企画調整専門官
佐藤 義則 国土交通省総合政策局政策課企画専門官

4 概要

(1) 会議資料の取扱い

資料3(地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた基本的な考え方(たたき台))について、事務局から、座長の指示を受け、本検討会のこれまでの構成員の意見等を踏まえ、本日を含め今後の検討会で議論を行うため、たたき台として作成したものである旨説明がなされた。

座長から、同資料は、本検討会の議論の前提として活用するが、いまだ本検討会の結論といえるものではなく、公開にはなじまないことから、構成員限りの取扱いとする旨が諮られ、構成員より了承された。

(2) 討議

ア 地方における途切れない支援の提供体制の構築

(ア) 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的資源の充実強化

a 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの説明

事務局から、資料2に沿って、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 被害者支援連絡協議会について、警察庁においては、被害者の多様なニーズに応えるためには、広く関係機関及び民間団体等との連携・相互協力による被害者支援活動を展開していくことが必要であること、特に、被害者の精神的被害の回復・軽減のための援助活動には、関係機関・団体等とのネットワーク構築による専門家の支援が不可欠で、警察だけの援助には限界があること、ネットワークを構築することは被害者を支援していく社会環境の醸成にも大きな役割を果たすことから、平成10年、都道府県警察に対し、通達で同協議会の設置を指示した。

これに基づき、現在、全都道府県において、多岐にわたる被害者のニーズに応え、総合的な支援を行うため、都道府県警察、都道府県、支援センター、市区町村等からなる同協議会が設置されている。

- 被害者支援連絡協議会の事務局は、令和5年4月現在、約7割は警察単独、2割強は都道府県及び警察共同で担っており、都道府県が単独で事務局を担っているところは少数である。

なお、同協議会については、第1次基本計画中に開催されていた「支援のための連携に関する検討会」においても、報告されており、平成18年4月時点では、ほとんど全て警察単独で事務局を担っている状況で、この点に関し、有識者から、「長期の支援、継ぎ目のない支援ということを考えてみると、警察に事務局を置くことがまずいということではないが、生活の面できちんと支える、いろいろな関連のある福祉の領域が、あるいは、地方公共団体が大きな役割を担っていく方向が望ましいのではないか」旨の意見もあった。

同協議会への参加機関・団体や出席者は、地域の実情に応じ、それぞれ異なっている。7割以上の同協議会にいずれかの市区町村が参加しており、市長会・町村会が参加するなどして結果的に全市区町村に情報が伝達される形も含め、全市区町村が参加している同協議会は5割強である。

- 被害者支援連絡協議会は、ほとんどが年1回の頻度で総会を開催し、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を実施しており、このほか、地域の実態に応じ、一部の都道府県では、同協議会の下に設置する性犯罪、DV・ストーカー、被害少年等の分野や目的に応じた分科会で事例検討や勉強会を実施するなど、事案に応じた対応能力の向上を図っている。
- 被害者支援地域ネットワークについて、被害者支援連絡協議会の設置に伴い、都道府県警察において、被害者の具体的なニーズを把握し、事案に応じたきめ細やかな総合的支援を行うため、警察署等を単位としたネットワークの設置を推進し、平成27年4月には、全ての地域を網羅する形で同地域ネットワークが設置され、令和5年4月現在、合計1,087設置されている。

同地域ネットワークへの参加機関・団体や出席者は、地域の実情に応じ、それぞれ異なっている。開催状況は、網羅的に把握できていないが、大抵の場合、年1回から数回程度の頻度で開催されている。

b ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、犯罪被害者等支援を充実させるための社会的資源の充実強化に関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 「市区町村担当者は、異動があり、経験も少ないことから、都道府県のスーパーバイズが望まれる」「庁内に相談相手もない。他の機関との連携や情報共有もない」「広域性・専門性のある業務は、都道府県が担い、全域の市区町村が等しい支援ができるように動かしてほしい」など、都道府県に対して中核となってスーパーバイズの役割を求める意見が複数あった。

c 構成員の意見

- 被害者支援連絡協議会は、全都道府県で設置されているとはいっても、年1回の開催で、地域によっては多くの市区町村がまだ条例制定や計画策定に至っておらず、市区町村の担当者は、参加しても、話を聞いてお終いという状況であると聞く。

別に新しいものを作るのは経済効率的によくないので、都道府県レベルでは、同協議会を発展させていくのが一つの方策と考えるが、現状のままでは、市区町村における条例制定や計画策定は進んでいかない。都道府県による情報提供や具体的施策を実施する場合のアドバイスを行うなど、同協議会で何を行うか検討し、機能を充実させていく必要がある。

- 被害者支援連絡協議会においては、全都道府県で行っているか分からないが、市区町村の担当者呼んで研修会を開催し、ロールプレイングや事例検討を行っているところもあると聞く。
- 被害者は、被害に遭うと、なかなか窓口に行きとさえできない状態で、自分から被害者ですと言うことも難しい状況であるため、窓口職員の対応は重要であり、対応能力を向上させる研修が必要であるとする。
- 犯罪被害者等支援は連携が大事であり、被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークが、年1回の開催では少なく、異動があることも考えれば、もっと活発に開催するべきである。同協議会をもっと活用し、犯罪被害者等支援は身近な問題であることを知ってもらうことが大事であるとする。

この点、犯罪被害者等支援を自分事という認識を持ってもらうためには、被害者の生の声が重要であり、命の大切さを学ぶ教室は、中学校・高校での開催の場合、外部からの参加は難しいが、大学であれば参加しやすいと思うので、近くの市区町村の職員にも参加してもらいたい。

- 今、学校の中でも、いじめのほか、性加害など、刑事事件になるような事件も起こるため、対応が必要であり、被害者支援連絡協議会や被害者支援地

域ネットワークに教育委員会が入っているかもしれないが、学校も意識しておく必要があるのではないか。

(イ) 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

a 多機関ワンストップサービスの在り方

(a) 仕組み

i ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、多機関ワンストップサービスの仕組みに関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

○ 被害者に適時適切な支援を提供するという観点から、地方公共団体を始め、どの機関・団体も、仕組みはともかく、多機関ワンストップサービスが必要であるという点は共通した意見であった。

○ 3つの体制モデルのうち、①3機関ワンストップ対応型について、メリット等として、「方向性が定まったスムーズかつスピーディーな対応が可能」「市区町村から相談した場合、3機関の統一した意見が速やかに返ってくる」など、適切な対応が速やかに行えるという意見があった。

デメリット等として、「規模的に同一拠点や頻繁な協議の必要性がない」「取扱実数が少ない現状で新たな組織の立上げは困難」など、取扱件数が多い大規模県でなければ実現困難ではないかという趣旨の意見があった。

○ ②コーディネーター調整型について、メリット等として、「都道府県が市区町村のスーパーバイズ役を担うことは重要」「都道府県に相談できる環境が欲しい」「都道府県のリーダーシップが必要」など、広域自治体である都道府県に市区町村のスーパーバイズを行えるコーディネーターを配置することは有用であるとの意見があった。

デメリット等として、「相談件数が少ないのに、都道府県にコーディネーターが必要なのか」「コーディネーターに専門性が求められすぎる、人事配置上、長期在籍できない」など、取扱件数や人事配置の問題から配置の困難性を訴える意見があった。

○ ③支援調整会議型について、メリット等として、「会議開催によって、各機関が顔の見える関係になり、相互の知見を高め、集積でき、重要と考える。各機関の施策・制度を知ることができ、会議開催に至らない場合も連携できるようになる」「被害者等のニーズを把握して都道府県や市区町村に繋いで支援を提供することができる」など、個別事案の支援に際しても基盤整備に際しても有用であるとの意見があった。また、他の型と比較して、「実現可能な体制である」「福祉で行われるケース会議と同じで違和感を感じない」との意見もあった。さらに、コーディネーターの問題とも関係するが、実際に行っている機関・団体から、「コーディネーターを民間被害者支援団体に委託しても、会議の開催・招集は都道府県が実施することとしている」との意見があった。

デメリット等として、「大きな会議になってしまい、早期対応が困難ではないか」「会議開催の基準によっては、莫大な件数を行うことになり、不安」など、実際に行う場合の対応や範囲に関して不安を述べる意見があったほか、「会議が稼働するために規定等の整備が必要」との意見もあった。

ii 構成員の意見

- 多機関ワンストップサービスの仕組みについて、どの範囲の被害者を対象とするのか、どのように被害者の自主性・自己決定権を担保するのかという論点と関連することになるが、被害者に情報が届いて選択してもらえることが重要である。その観点から、実際に多機関ワンストップサービスを採用しているところがどの範囲の被害者を対象としているのかなど教えていただきたい。

- 事務局から3つの体制モデルが提示されているが、択一的なものではなく、3つのうちどれかみたいな議論をする必要はないと考える。

例えば、①3機関ワンストップ対応型について、三位一体的な3機関合同も、必ず一つの組織を新しくつくって同じ場所にいなければならないというものではなく、都道府県、支援センター、警察が緩やかな形で繋がり、違う場所でも、担当者がいて、すぐに連絡が取れる、もしくは、すぐにオンラインで検討会議を行えるというような形であっても、十分に三位一体的なことができる。

③支援調整会議型についても、別の仕組みというわけではなく、事案があった場合に対応する仕組みであるとする、三位一体的な仕組みを機能的にとっているところでも、3機関に加え、該当する地方公共団体が中心になって協議しながら対応を図っていくことができればよいのであり、それぞれ排他的ではないと考える。

また、コーディネーターについては、人としてイメージしておらず、例えば、三位一体的な仕組みをとっているところであれば、市区町村に連絡するときは都道府県、他の民間団体に連絡するときは支援センターというように、そこにコーディネート機能があればよく、②コーディネーター調整型として分ける必要はないのではないかと考える。

いずれにしても、都道府県レベルにおいて、都道府県、警察、支援センターは協力体制がなければならず、かつ、スムーズな形でやっていく必要がある上、コーディネート機能や支援調整会議、さらには、被害者支援連絡協議会のような施策の進展を協議する場を含め、それらをうまくまとめる仕組みがあればよく、体制モデル3つが別のものであるという理解をしない方が機能的にやりやすいと考える。

ただ、対象者の範囲をどうするのかという点は、問題として検討しておかなければいけない。

- ヒアリング結果の中で相談や取扱件数が少ないという話があったが、実際、被害はものすごい件数あるのであって、これは、担当者の認識不

足の表れであり、そのような認識自体が問題である。犯罪被害者等支援は、地震対策と同じで、普段から、きちんと体制をつくっておいて、いざというときに発動できる仕組みが必要である。事案や検討事項がないからコーディネーター機能や支援調整会議や三位一体の仕組みは必要ないなどと言うのではなく、きちんと仕組みをつくって普段からいざというときの対応も訓練しておくべきであり、これらを通じて認識そのものを改めてもらう必要があると考える。

- 全国を見た場合、コーディネーター機能をどの機関が果たすことができるのか不明確で、事案が発生しても多機関が連携して支援を行うことができている状況が散見される。3つの体制モデルのどれがよいということではなく、ある程度のもを例として提示することにより、進んでいない地方にも、こういう形であればできるのではないかとということで参考にしてもらい、進んでいくことを望んでいる。それぞれの地域の実情に応じて考えてもらえるように、どのような形で示すことができるかという点がポイントになるのではないか。

(b) コーディネーター

i ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、多機関ワンストップサービスにおけるコーディネーターに関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- コーディネーターについて、都道府県では活用しているところが一定数あったが、政令指定都市・市区町村では少ない状況であった。

保有している専門資格は、都道府県では社会福祉士や公認心理師、政令指定都市では精神保健福祉士や社会福祉士、市区町村では社会福祉士がそれぞれ多いなど、専門資格を有している場合には、福祉系の資格を有していることが多い状況であった。

- コーディネーターに求められる知識・素養・資格に関して、「一定の行政経験も求められるので、福祉部門経験者が相応しい」「都道府県で採用するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有しており、かつ、実務経験とともに犯罪被害者等支援の経験を有する者としている」「専門職にこだわらず、犯罪被害者等支援の経験が求められる」などの意見があった。

これらの意見を整理すると、犯罪被害者等支援に関する知識・経験を有することは大前提で、その上で、福祉分野の知識・経験も求められるという意見が多い。社会福祉士等の資格まで有しているべきかどうかという点は意見が分かれており、また、配置の問題にも関わるが、一定の行政経験が必要という意見もあった。

- コーディネーターに限らず、専門職の活用という観点からの意見としては、「福祉部門での経験が必要と感じ、社会福祉士の資格を取得したり、資格取得のため、自費で通信教育を受けている職員がいる」「余裕

があれば社会福祉士の対応が望ましい」との意見がある一方で、「対応件数が少ない中、社会福祉士等専門職を配置するのは困難」「庁内に専門資格を有する職員はいるが、様々な業務を掛け持ちしており、活用困難」との意見があったほか、「担当者は、資格がないとできないわけではない」「専門職の代わりに社会福祉主事有資格者を採用している」との意見もあった。

- コーディネーターの位置付けや配置に関して、配置先としては、支援センターと都道府県に意見が分かれている。具体的には、支援センターへの配置に関しては、「被害者等に近く専門知識・経験のある民間被害者支援団体が相応しい」「法律で警察からの情報提供が認められ、犯罪被害者等支援の専門性も高い早期援助団体が相応しい」などの意見、都道府県への配置に関しては、「一定の行政経験も求められる」「小規模の被害者支援団体からコーディネーターを出すのは、財政的・人力的に困難であり、都道府県に置いてもらいたい」などの意見があった。

配置する場合の問題として、支援センターでは、「個人ではなく知見の集合体である早期援助団体という組織が担うこととし、都道府県から委託を受けるのが良いのではないか」との意見、都道府県では、「専任のコーディネーターとして会計年度職員を採用しているが、会計年度職員に当該役割を負ってもらって良いのか悩む」との意見があった。

また、そもそも、「3機関ワンストップ対応型では、それぞれがコーディネーター役であり、必要性を感じない」との意見もあった。

ii 構成員の意見

- コーディネーターは、都道府県に配置し、行政の組織に所属していないと、行政の縦割りの中で役割を發揮できないのではないかと。

ただ、1人だと孤立化してしまい、犯罪被害者等支援は、支援者自身も外傷化して辞めたり病気になったりということがあるため、どうやって育てるのかということを考えなければならない。支援センターに兼務をかけることや大学できちんとケアするような仕組みを作ることが考えられる。

また、行政組織の場合、異動があるので、その問題をどうクリアするかという点も心配である。

- コーディネーターは、1人に行政的な経験も福祉的な知見も求めようとしても、スーパーマンはいない上、いたとしても、都道府県や市区町村の場合は2、3年以内に異動があるため、1人の人ということではなく、チームとしてコーディネート機能を果たすことができるようにしておくことが必要である。

都道府県レベルでは、都道府県、支援センター、警察の3機関が、三位一体型でも、緩やかに連動している場合でもよいが、連携しながら、そこが中心となり、行うべきコーディネート内容に応じ、行政なら都道府県の職員、民間との関係では支援センターのスタッフ、警察関係なら

警察が行うというように、個人ではなくチームで対応し、それ以外の機関では担当者を指定しておき、その者にすぐに連絡をつけるという形で、3機関が全体としてコーディネート機能を果たせるようにしておけばよいと考える。

他方、市区町村レベルでは、市区町村は1、2人の職員が兼務で犯罪被害者等支援を行っている状況で、コーディネート機能を果たすことは難しく、別途、考えなければならないのではないかと考える。

市区町村レベルのことも考えると、資質について、こういう人が望ましいという提言があってもよいと思うが、どのような人が配置されても、チーム的な対応、機関として対応できるような形にしておくことが望ましい。都道府県レベルでも、市町村レベルでも、いろいろな機関にわたって連携が取れるということが、コーディネートの資質が整っているということであり、個人ではなく、その機関のいろいろな人が役割を果たせるという形が望ましいと考える。

- 担当者1人に全てを求めると本当に壊れてしまうので、コーディネーター機能を持った体制が必要である。また、コーディネーターの重要性を考えると、専従のスタッフが望ましい。
- 市区町村レベルでも、専従が望ましいと考えるものの、兼務している市区町村もかなり多いと思われ、市区町村レベルまで専従の職員がコーディネートすることが望ましいとすることは、負担が重い市区町村もあるのではないかと考える。
- 都道府県や市区町村の犯罪被害者等支援担当の職員には、熱意のある人がおり、何年もいてほしいと思うものの、2、3年で替わってしまうため、熱意のある職員が長く在籍できる仕組みができないか。また、犯罪被害者等支援に従事したいとの希望を募って勤務させることはできないか。確かに、犯罪被害者等支援は、傷つくこともあるし、受けた相談をずっと担当しなければならず、大変であると思うので、フォローする仕組みもつくりながら、信頼ある人が長く在籍できる仕組みが欲しい。
- コーディネーターについて、支援センターに依頼するとなると、支援センターは、経験豊富で、いろいろな関係者がいるという理由から、他の業務まで支援センターが行えばよいのではないかとかなりかねない。都道府県には都道府県の役割があり、都道府県がしっかりやるという認識が必要であると考えます。
- 各地の支援センターでは、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け3年以上の相談経験を有する犯罪被害相談員が活躍している上、全国被害者支援ネットワークでは、コーディネーター研修を開催し、その認定を受けたNNVSコーディネーターが十数名おり、大規模な事件・事故のときに出動して各支援センターをカバーしているが、行政の部分までは分からない。行政は行政のプロがやるべきで、その役割を支援センターに求められると厳しいので、行政の部分は行政が行い、連携する形が望

ましいと考える。

- コーディネーターは、責任を個人に負わせるのではなく、組織として担当部署が責任を持って進めていくということがよいと考える。

他方で、実際、いろいろな機関・団体と調整して動かしていかなければならず、個人的な力も必要になってくるところで、どういう資質が必要かということは、犯罪被害者等支援の経験豊富な人がよいのか、行政の仕組みがきちんと分かっている人がよいのかなど、詰めて考える必要がある。

(c) 「総合的対応窓口」の在り方

i ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、多機関ワンストップサービスにおける総合的対応窓口の在り方に関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 総合的対応窓口について、施策担当部局が担っている場合が多いが、都道府県・政令指定都市の中には、支援センターに委託の形を取っているところもある。
- 認知度に関して、地方公共団体の担当者自身が「被害者等の窓口とは知らなかった」という意見もある状況で、「認知度が不足しているから、相談がない」との意見が複数あった。

設置先としては、「一般職が兼務しているので、福祉への繋げ方が分からないのではないかと感じる」「生活支援を考えると、福祉や人権の窓口が担当するのが良い」など、福祉部門に設置することが望ましいという趣旨の意見が複数あった。

ii 構成員の意見

- 総合的対応窓口を都道府県が支援センターに委託するのは、問題がないとは言えない。都道府県は都道府県で対応しなければならない部分があり、支援内容によっては支援センターから都道府県に戻らなければならない場合もあるため、被害者にとって負担が大きくなる可能性があるのではないか。

市区町村が委託する場合、被害者が県庁所在地にある支援センターに行って相談をしたところ、市区町村の福祉事務所に連絡するようという話になってしまうことがあるなど、被害者が行ったり来たりすることになるため、あまり望ましいことではないように思う。

- 総合的対応窓口の問題は、認知度もさることながら、機能不足が最大の問題であり、特に、市区町村の総合的対応窓口は、総合的に対応できるような機能を持っていないところがほとんどではないか。
- 市区町村では、特化条例を制定し、窓口職員が犯罪被害者等支援に対する意識を高め、プロとしての対応ができるようにすべきであると考えられる。さらに、市区町村、支援センター、警察署が協定を結ぶことができ

れば、途切れない支援が行えるのではないか。

- 総合的対応窓口は、DVやストーカー等の窓口との重複があるため整理してほしいという要望があるが、そのとおりで、総合的と銘打つのであれば、交通事故の被害者の窓口も含め、集約する必要があると考える。
- 各種窓口の重複の問題が指摘されているところであり、対応する内容を整理して示すことが総合的対応窓口を活性化・充実させていく上で必要なことではないか。
- 総合的対応窓口のネーミングの問題で、犯罪被害者という言葉が一つも入っていないため、分かりにくい。地方公共団体によっては、被害者相談窓口というような名称にしているところもあるので、工夫をしてもらうように助言することも考えられる。

(d) 情報共有

i ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、多機関ワンストップサービスにおける情報共有に関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 関係機関・団体との間の情報共有について、覚書や協定書等の取決めがあるところもあるが、特段の取決めがないところも見受けられた。
- 情報共有に当たっては、「各機関への引継ぎは、被害者等から同意(書)をとっている」との意見が大多数であった。

被害者から同意を得る際の方法としては、「被害者等には情報共有の範囲を説明して同意をとるべきで、協定で規定するとともに、説明を適切に行えば、電話による同意でもトラブルはない」など、範囲を明確にした上で口頭により同意を得ているところからの意見があった。また、根拠に関して、「情報共有の根拠が条例に盛り込まれていれば、円滑な情報共有が図られるのではないか」との意見もあった。

そのほか、個別の事案では、被害者から同意が得られない場合もあり、「被害者等から、都道府県に説明したので、市区町村には情報共有してほしいと言われたことがある」「被害を多くの人に知られたくないとの理由で被害者等から情報共有の同意が取れないことがある」との意見もあった。

ii 構成員の意見

- 個人情報の共有は、支援のワンストップという点から非常に重要であるが、一方で、被害者のプライバシーや名誉の保護という観点とのバランスも図らなければならない。

特に、小さな地方公共団体の役場であれば、被害者が行くと、なぜ来たのか知れ渡ってしまう場合があり、被害を知られることを恐れて相談にも行けなくなってしまうことになれば元も子もないため、きちんと配慮すべきであるということを示す必要がある。ただし、そうした情報が

外部に知れ渡ってしまうこと自体、個人情報の保護が徹底されていない証拠である。個人情報保護法上、犯罪被害事実が要配慮個人情報とされているから重要ということだけでなく、地方公共団体等では、被害者と分かること自体が被害者に非常に大きな負担や影響を与え、注意すべきであるということまで踏み込んで示した方がよいと考える。

また、この点、DX活用方策として支援者間で情報共有できるシステムが考えられるところ、その際、被害者から同意が得られる場合はよいが、得られない場合はどういう対応をしたらよいのか、バランスが難しい。

- 犯罪被害者等支援では、被災者支援も同様であるが、個人情報保護法との関わりが大きく、基本的には被害者から同意書を取ることが非常に重要である。ただ、事由によっては、例えば、自殺や自傷のおそれが逼迫しているとか、被害が更に進展して生命の危機があるといったときには、共有すべき機関とは情報を共有することが重要であると考え

る。
ガイドライン等で記されていないと、支援者は情報共有してよいのか悩むため、情報共有に関して規定した条例なり具体的なガイドラインなりが必要ではないか。

- 例えば、支援センターとの関わりがなければ、医療機関や弁護士でも支援センターに情報提供をすることはないが、情報共有しなければ、被害者が本当は受けられるべき支援のメリットを得られない。そのため、日頃から顔を繋いでおいて、最初の面談や診察の際に被害者から同意を得て、その段階から支援者にも入ってもらってネットワークをつくることができればよいが、日頃からなじみがないところの情報共有は非常に難しく、それが支援を妨げることになる。
- 被害者の同意はすごく大事である。同意が得られなければ、必要な支援に繋がらなくなってしまうこともあり、情報共有の必要性をもっと説明するなど、丁寧な説明が必要と考える。また、最初に同意が得られなくても、被害者の気持ちは変わることがあることを知っておいてほしい。
- 少年犯罪は、地域で犯罪を起こし、同じ地域に被害者も加害者も住んでいることが多く、小さな市区町村であればあるほど、役場に加害者の知り合いがいて、そこからうわさが流れることがあるため、そのようなことが起きないようにする旨をしっかりと示す必要がある。
- 守秘義務は非常に大事であるが、職種によって守秘の範囲がずれる部分もあるように感じているため、緊急時の場合を含め、情報共有を行う手続をきちんと明記することが大事であると考え
- 情報共有については、被害者の個人情報に配慮しなければならないという点を条例に規定しておくのがよいのではないかと考える。その上で、ガイドラインのモデルを国でつくり、それを基に市区町村でガイドラインを設けることにするのがよいのではないか。

b 機関内ワンストップサービスの在り方

(a) ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、機関内ワンストップサービスに関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 地方公共団体では、機関内ワンストップサービスとして、庁内調整会議を開催しているところもあるが、数は多いとはいえず、個別連絡により対応しているところが多い状況であった。
- 機関内ワンストップサービスの仕組みとして、「事案に応じて関係部署を集めて対応」「庁内のコーディネーター役に情報を集約して対応を実施」など、事案に応じてワンストップ体制を実施しているところがある一方で、規模にもよるが、「庁内連携会議等により、犯罪被害者等支援にこだわらず、ワンストップの意識がある」「小さな地方公共団体では、元々、全てがワンストップであるし、制度はひとつ把握しており、特別な仕組みは必要ない」など、既存の会議や仕組みの活用で対応可能という意見もあった。

コーディネーターに関して、「福祉経験者が望まれる。福祉には、あらゆるパターンに対応する知見があるので、福祉に繋げることが大切」との意見がある一方で、「庁内連携会議で、ある程度の対応フォーマットがあり、コーディネーターは必要性を感じない」との意見もあった。

- 工夫点として、「被害者等に対して、既存の制度を列挙したリーフレットを配布し、どの部門の支援と繋げられるか呈示して説明」「担当者用として課ごとに対応可能な内容を記載した窓口対応シートを準備」「市区町村独自で作った記録票で課内や庁内連携を図っている」などの意見があった。

(b) 構成員の意見

- 小さな機関であれば、あまり必要ないのかもしれないが、大きな組織の中でワンストップ的な機能を果たすためには、どうしたらよいのかという点は問題で、担当部署ごとに被害者支援担当者を指定し、庁内会議を行うこととすれば、担当者が集まって普段から顔の見える関係を築くことができ、情報も共有しておくこととすれば、一つの方法になると考える。
- 地方公共団体の中には、担当部署が犯罪被害者等支援に関する研修会を開催し、その研修会に他部署の職員の参加を求めているところもあり、このようにして犯罪被害者等支援に関する知識を広めていくのも、庁内が連携して動きやすくなる一つの方策ではないか。

(ウ) 犯罪被害者等支援におけるDX活用方策

a ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、犯罪被害者等支援におけるDX活用方策に関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その

要旨については、次のとおり。

- DX活用方策について、被害者の利便性向上としてのポータルサイトの設置やテレビ会議システムの活用、支援者の利便性向上としてのウェブサイトの設置のほか、各種申請のデジタル化、オンライン化、AIを活用したシステム、マイナンバーへの紐付け等の意見があった。

留意点として、「犯罪被害者等支援の窓口関係に関しては、機械的対応を避けるべきで、二次的被害防止、情報の取扱い等からDXは馴染まない。対面の対応は必ず必要」との意見があった。

b 構成員の意見

- 犯罪被害者等支援において、面積の広い地域でのアクセシビリティの向上は肝であり、対面アクセスの方法として、テレビ会議システム、Zoomなどのウェブを用いた遠隔支援は重要で、これらが利用されるようになると、支援がもっとスムーズに行えるようになるのではないかと考える。
- 被害者が出かけて行って相談できることも大切であるが、相談を周りに知られないようにオンラインで相談できることは、被害者自身の保護や安全の保護にも非常に重要であり、活用されるとよい。ただ、システム的にセキュリティを確保しておかなければ、情報が漏れると困るし、接続が安定しなければ被害者が不安な気持ちになるため、安定したシステムをつくるということが前提になると考える。
- 被害者の個人情報や機密情報を機関内で誰でも見られるのはセキュリティ的に問題があるため、地方公共団体の関係部署の被害者支援担当者が見られる情報共有のサイトがあり、例えば、ある部署の担当者が別の部署の担当者に被害者が相談に来たことを知らせる場合、内線電話をかけてサイトを見てほしいと言い、そのサイトを確認すると、相談内容が打ち込まれているとか、このような形で一定の権限を持った人だけが閲覧できる情報共有のシステムがあってもよいのではないかと考える。ただし、被害者の同意や個人情報の保護とのバランスは考えなければならない。

イ 地方における支援制度の充実強化

(ア) ヒアリング結果概要の説明

事務局から、資料1-1、1-2に沿って、地方における支援制度の充実強化に関連する部分のヒアリング結果概要について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 導入が望まれる支援制度について、「見舞金の申請から相談に繋がることで、相談件数が増加しており、潜在化していた被害者が支援に繋がる」「医療や転居等の被害に起因する費用を援助する制度が必要」「使用実績にこだわらず、支援が必要なときに使えることが大事と考え、充実させている」などの意見があった。

(イ) 構成員の意見

- 犯罪被害者等支援において、保健、医療、福祉は非常に重要であるが、司法関係の支援も重要である。現在、法務省において、犯罪被害者等支援弁護士制度が検討されており、この点は、各地域にある法テラスに被害者が行くことになると思うが、これも一つの地域における支援になるので、そこも繋がるような、保健、医療、福祉のみならず、司法的な支援も意識した形での包括的なサービスの提供が必要であると考えます。

(3) 次回検討会の内容

- 座長から、次回以降の検討会の内容について、次のとおり発言があり、いずれも、構成員より了承された。
 - ・ 資料3（地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた基本的な考え方（たたき台））について、事務局において本日の検討会での議論を踏まえて修正し、次回検討会で示してもらいたい。
 - ・ 地方における多機関ワンストップサービスの主な主体となる都道府県、市区町村、支援センターの方々を招いて意見を聴取し、議論を深めていきたいと考えており、人選は座長に一任いただきたい。
- 事務局から、次回検討会については令和6年1月25日（木）10時から開催する予定である旨説明がなされた。